

これは 2020年9月1日より後に 入国する人に向けた 案内です。

外国人の 入国・再入国の時に 追加された 感染症を 防ぐための 措置について

2020年8月28日現在

1 9月1日より後に、上陸拒否の対象になっている地域にいたことがある外国人（注1）が 入国・再入国する場合は、感染症を防ぐために、原則、追加された感染症を防ぐための措置をすることが必要です。

2 具体的には、下の三点をする必要があります。

①新しく 入国しようとする外国人は、入国目的などに 応じて、滞在している国や地域にある 日本国大使館・総領事館で 査証をもらう

②8月31日までに 再入国許可（みなし再入国許可を含む。下も同じです）で 出国した外国人は、滞在している国・地域にある 日本国大使館・総領事館で 再入国関連書類 提出確認書を もらう

③9月1日より後に 再入国許可で 出国する外国人は、出入国在留管理庁で 日本を出る前に 受理書（注2）をもらう

病院などで、滞在している国や地域を出る前の72時間以内に、新型コロナウイルスの検査を受けて、「陰性」であることを 証明する 検査証明をもらう 必要があります（注3）。

検査証明のフォーマットは 次の2点を 確認してください。

(1) 原則として 所定のフォーマットを 使ってください。その時に、その地域にある病院などで 書いてもらって、医師の名前 または 判子を 押してもらってください。

(2) 自分で 自由に作る フォーマットを 使う時は 次のアからウが 全て 英語で 書かれていることが 必要です。また、決まった フォーマットと 同じ内容が 書かれていることも 必要です。

ア その人が 本人であることを 示すもの（名前、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）

イ 新型コロナウイルス感染症の 検査証明内容（検査の方法（決まった フォーマットに書かれているもので、検査に使うもの、検査の方法に 限る。）、検査結果、検査をした日時、検査結果が 出た日、検査証明が 渡された日）

ウ 病院などの情報（病院などの名前（または医師の名前）、病院などの住所、病院などの判子（または 医師の名前））

3 出国前検査証明は、日本に着いた後、原本 または そのコピーを、入国審査官に 渡してください。再入国をする人は、再入国 関連書類 提出確認書 または 受理書と一緒に 渡してください

入国審査官に 必要な書類を 渡せない場合は、出入国管理と 難民認定法によって、上陸拒否の対象になります。

にせものの 出国前検査証明を 出したりして、上陸許可を受けたと 認められた場合、

しゅつにゆうこくかんり と なんみにんていほう の きそく によつて、ざいりゅうしかく の とりけしてつづき と にほん から 出で 行つてもらうための 手続をする 対象になることが あります。

(注1) 下の外国人は この措置をする 必要はありません。

• 特別永住者

• 「外交」または「公用」の 在留資格を 持っている または もらう予定の 外国人

(注2) 9月1日より後に 再入国許可で 出国する場合は、出国前に 出入国在留管理庁から 受理書もらう 必要があります。受理書もらわずに 出国した場合は、原則、特段の事情が ないものとして 上陸拒否の 対象になります。注意してください。

受理書もらう時の 手続は [こちら](#)を 見てください。9月1日から 9月6日の間に 日本を出たい人は、直接、空港の 出国審査場で 入国審査官に 再入国予定があることを 伝えてください。

(注3) 緊急で 日本に入国・再入国する 必要があると 認められる場合は、出国前検査証明をもらう 必要はありません。

この場合、査証 または 再入国 関連書類 提出確認書の 申請をする時に、日本国大使館・総領事館で、緊急で 日本に 入国・再入国する 必要があることを 伝えて、緊急性があることを 証明できる 書類を出す 必要があります。緊急性が 高いと 認められる 具体的な例は 下のようになります。

○ 日本の病院で 手術などの 治療（その再検査を含む。）や 出産のために、緊急で日本に 入国・再入国する 必要がある。

（証明書類に なるものの例：医師が 書いてくれた 診断書などで、緊急に 国を移動しなくては いけないことを 示すもの）

○ 日本に 住んでいて、病気が とても重い状態の 親族の お見舞いをするため、または 亡くなった親族の 葬式に 出るために、緊急で 日本に 入国・再入国する 必要がある。

（証明書類に なるものの例：医師が 書いてくれた 診断書で、その親族の病気が とても重い状態であると 示すもの、死亡証明書、対象になる人との親族関係を示す 公的文書など）

連絡先：出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446・4447）